



大船渡商工会議所

商
工



主 な 内 容

- 災害支援制度のお知らせ P2 P3
- 東日本大震災被災状況調査結果 P4 P5
- 経営安定セミナーのお知らせ P6
- 国税申告・納付期限、大船渡地域商品券 P8

▼復興に向け建設が進む、中小企業基盤整備機構による集合仮設店舗



中小企業の復旧・復興に向けた災害支援制度のお知らせ

さんりく基金

被災地復興支援助成金を追加募集します!!

今回、新たに下記②被災地域産業再生事業助成金（上限30万円）の追加募集を行います。また、前回の「広報しおさい No.334号」でお知らせした、下記①被災事業者業務再開事業助成金についても引続き募集中です。申請を希望される被災事業者の方は下記並びに同封チラシを参照のうえ、お早めにお申し込み願います。

事業名	①被災事業者業務再開事業（助成金）	②被災地域産業再生事業（助成金）
助成限度額	雇用人数 5人以下 50万円 " 6人以上 100万円 ※雇用者数は、助成金請求時に雇用保険・健康保険共に加入している雇用者数で確定します。	30万円
助成率	1/2以内	
対象経費	(1)事業再開・継続に必要な次の購入費または平成23年度中のリース料 ①不動産、車両を除く営業用設備 ②営業用備品・什器・機械工具（単価3万円） ③上記設備に係る平成23年度中のリース料 (2)交付決定日前において、既に融資資金（借入）をして購入した上記に掲げる設備・リース料	
対象者	商工会議所が推薦する被災事業者 ①震災1年前から営利活動実績があり、引続き被災地で雇用再会又は継続する被災事業者であること ②雇用保険及び健康保険の適用事業所であること	商工会議所が推薦する被災事業者 ①震災1年前から営利活動実績があり、引続き大船渡市内で事業を継続する見込みのある被災小規模事業者であること ※従業員の有無、労働保険、社会保険の有無は問いません
締め切り	予算に達した時点で募集締め切りになりますので、お早めにお申し込み下さい。	
お問い合わせ先	公益財団法人 さんりく基金 (岩手県政策地域部地域振興室内) TEL:019-629-5212	大船渡商工会議所 本所（サンリア2F） TEL:0192-26-2141



▲大船渡町野々田に建設中の仮設店舗

小規模事業者とは？

◆製造業・その他の業種
従業員20人以下

◆商業・サービス業
従業員5人以下

遊休機械無償マッチング支援プロジェクト事業

製造工作機械等を無償で提供します！

商工会議所では、東日本大震災により機械等を流失・破壊された事業者の復興支援を図るため、全国各地の事業者から遊休機械等を無償で提供をいただき、被災事業者の要望とのマッチングを行う支援プロジェクトを実施しています。



●マッチングの流れ

①操業再開に向けて準備中であるが、津波等で流失・損壊した機械の購入資金を工面できない方は、必要としている機械を大船渡商工会議所までお知らせください。（必要に応じ、機械等の詳細情報を確認させていただきます）



②要望機械の情報が商工会議所のデータベースに登録され、商工会議所が全国から寄せられた無償提供機械の情報とマッチングを行います。



③マッチング成立後、機械の受け渡しを行います。（輸送の手配は、原則として商工会議所で行い、費用も負担しますが、機械の受け渡し後に発生する費用がある場合は各自でご負担いただきます）

●提供機械の例

機械	旋盤、フライス旋盤、直立ボール盤、シャーリング、油圧プレスブレーキ、鋸盤 など
工具	測定工具、切削工具、作業工具、電気工具 など
産業機械	卓上ボール盤、コンプレッサ、溶接機、発電機、コンベア など
水産加工機械	すり身加工機、スライサー など

●情報をお寄せ下さい

被災事業者の方で、事業再開の際に必要なとする機械設備の詳細な内容をお知らせください。

大船渡商工会議所 本所（サンリア2F）TEL 26-2141

震災関連

中小企業ワンストップ相談会が開催されます

とき 12月7日（水）10:00～16:00（次回開催日H24年2月1日）
ところ 大船渡商工会議所 本所（サンリア2F）

相談無料

相談員

二重ローン

二重債務問題について（※13:00～16:00）
○岩手県産業復興相談センター 専門アドバイザー

金融

国、県の災害貸付融資制度、返済相談等について
○日本政策金融公庫国民生活事業職員 ○岩手県信用保証協会大船渡支所職員
○ " 中小企業事業職員 ○大船渡市商工観光物産課担当職員

法律

法律問題（私的整理、相続問題等）について
○小笠原一男弁護士（※10:00～14:00）

労務

雇用問題（助成金、就業規則等）について
○杉村康昭社会保険労務士

税務

未申告、法人決算、消費税、経理全般について
○大船渡商工会議所 経営指導員

経営

今後の事業展開や経営革新、新規創業、経営計画書の作成について
○中小企業支援ネットワークアドバイザー 岡 晶子氏



▲専門相談員によるワンストップ相談会

相談を希望される方は、時間を確認のうえ前日までに電話にてお申し込み下さい。

お申込み・お問い合わせ先 大船渡商工会議所 本所（サンリア2F）TEL 26-2141

東日本大震災被災状況調査

東日本大震災の被害に遭われた会員の皆様に、心からお見舞い申し上げます。

大船渡商工会議所では、今回の大震災で被害を受けられた会員事業所の復興支援を図るための各種事業を実施いたしておりますが、大震災より9か月が経過した現在、会員の皆様方の被災状況調査を改めて実施しました。調査結果は下記のようにになりましたので、お知らせいたします。ご協力ありがとうございました。

調査期間 平成23年9月16日(金)～10月31日(月)
調査対象会員企業数 1,786社
調査回収数 1,493社 (回収率 83.6%)

設問① 東日本大震災での被災の有無 (津波・地震含めてご記入ください。)

項目	回答数	%
ア. 津波で被災した	ア. 全壊	765 51.2%
	イ. 半壊	119 8.0%
	ウ. 一部損壊	48 3.2%
	記入なし	30 2.0%
	小計	962 64.4%
イ. 地震で被災した	ア. 全壊	3 0.2%
	イ. 半壊	17 1.1%
	ウ. 一部損壊	191 12.8%
	記入なし	4 0.3%
	小計	215 14.4%
ウ. 被災しなかった	316 21.2%	
合計	1,493 100.0%	

設問② 震災による被災状況について

項目	回答数	%
ア. 全壊	768 67.2%	
イ. 半壊	136 11.9%	
ウ. 一部損壊	239 20.9%	
計	1,143 100.0%	



▲大船渡明神前に建設中の仮設店舗

設問③ 被災した施設等について 設問④ 被災金額について

項目	回答数	金額(千円)	項目別平均(千円)
ア. 工場	193	13,610,071	70,519
イ. 事務所	258	3,179,233	12,323
ウ. 店舗	224	3,379,093	15,085
エ. 倉庫	266	2,584,066	9,715
オ. 機械等の設備	534	11,302,659	21,166
カ. 商品在庫	488	7,862,312	16,111
キ. 車両	456	3,193,425	7,003
ク. 営業所	27	317,986	11,777
ケ. 自宅	267	4,089,158	15,315
コ. 自宅兼店舗	231	3,912,416	16,937
サ. その他	288	6,142,526	21,328
合計のみ記載	6	3,664,073	0
回答企業数	1,051	63,237,018	60,168

※その他 船舶、海上施設、漁具、アパート・貸家、リース物件ほか



▲大船渡駅裏に建設中の仮設店舗

設問⑤ 現時点での復旧・復興状況について

項目	回答数	%
ア. すでに復旧・復興し、業務を再開している。	595 50.1%	
イ. 一部業務を再開した。	239 20.1%	
ウ. 時間はかかるがいずれ業務を再開したい。	185 15.6%	
エ. 業務を再開するか現在検討中である。	73 6.1%	
オ. 業務再開を断念した。	55 4.6%	
カ. 業務再開を断念したいと考えている。	41 3.5%	
合計	1,188 100.0%	

設問⑥ 復旧・復興に向け、今抱えている問題点、あるいは今後の問題点等についてお聞かせください。 (※コメントを項目化し、複数回答)

項目	今抱えている問題点		今後の問題点	
	回答数	%	回答数	%
資金調達・借入(二重ローン含む)	213	31.3%	120	23.4%
売上・売り掛け回収・収益の見込み、復興の企業規模形成	128	18.8%	127	24.8%
土地(価値・買取・商店街形成・移転先)	83	12.2%	79	15.4%
原材料・資材不足及び高騰、修繕・建築等の業者待ち	46	6.8%	10	1.9%
後継者、人材(社員・取引先)不足・流出	44	6.5%	36	7.0%
支援事業・助成金等	36	5.3%	26	5.1%
復興指針・方針・実施スピード	32	4.7%	47	9.2%
冠水・道路かさ上げ	27	4.0%	11	2.1%
倉庫保管・機械等設置場所の整備等	24	3.5%	14	2.7%
仮設店舗建設	16	2.3%	5	1.0%
漁港・漁業設備整備	11	1.6%	9	1.8%
瓦礫撤去・インフラ整備	11	1.6%	3	0.6%
データ・資料の復旧	3	0.4%	1	0.2%
税務申告	2	0.3%	1	0.2%
再被災対策	2	0.3%	8	1.6%
仮設店舗後の店舗形成	2	0.3%	12	2.3%
風評被害	1	0.1%	4	0.8%
計	681	100.0%	513	100.0%

復旧・復興に向けた問題点(コメント抜粋)

- ・復興にあたり設備等での二重ローン、資金不足が深刻です。新規借入、補助金申請をしていますが資金繰りが大変厳しく推移しています
- ・得意先数の減少。契約案件の縮小、消滅。契約者の所在地確認に時間がかかる
- ・冠水や津波等考えると建物の修繕にまだ踏み切れない。店舗兼住宅なので居住するにも不安が残る
- ・求人をして失業保険を受給している間は余裕があるのか動かない。(失業保険受給延長はマイナス面が大と思う)募集しても人材が集まらない
- ・中小企業に対する義援金がなく設備するにしても少額の助成金では、復旧復興は難しい状況です。低金利の融資はあるものの返済出来るか不安で融資を受けられない状況です

▼大船渡町地ノ森旧県病跡地に建設中の仮設店舗



経営安定セミナー

企業再生と経営改善計画作成講習会

東日本大震災により、企業を取り巻く経営環境は大きく変わり、事業内容の見直し・再構築を必要とする中小企業は多いのではないのでしょうか。本セミナーでは、震災後の自社の現状を見直し、経営状態を回復に導く経営改善成功ポイントについて、事例を交え具体的な方法をわかりやすく解説いたします。

講師 川村中小企業診断士事務所
代表 川村浩司氏

とき 12月8日(木)午後1時30分～午後4時

ところ 大船渡市民交流館〈カメラホール〉
1階多目的ホール

受講料 無料

定員 30名 (定員になり次第締め切ります)

主催：大船渡商工会議所 大船渡中小企業相談所、
大船渡市中小企業特別対策室分室 経営安定特別相談室
お問い合わせ・お申し込み 大船渡商工会議所 TEL 26-2141

主な内容

- 1 経営改善の必要性と実例検証
 - 2 中小・零細企業の経営改善(再生)プロセス
 - 3 経営改善(再生)へのポイント
- ①財務面での問題点と課題整理
 - ②事業面での問題の洗い出し
 - ③財務面での課題整理を踏まえた、事業面での課題整理
 - ④人的面でのチェック
 - ⑤経営者マインドの確認
 - ⑥経営改善計画への反映

検 定 情 報

検 定 名	試 験 日	受 付 期 間
第194回 珠 算 1～3級	平成24年2月12日(日)	12月5日～1月12日
第39回 第69回 販 売 士 1・3級	平成24年2月15日(水)	12月15日～1月23日
第130回 簿 記 2～4級	平成24年2月26日(日)	1月10日～1月27日

検 定 料

珠 算	1級 2,040円	2級 1,530円	3級 1,330円
販 売 士	1級 7,500円	3級 4,000円	
簿 記	2級 4,500円	3級 2,500円	4級 1,600円

※試験会場はいずれも **大船渡東高校** です。
(旧大船渡工業高校校舎)

お申し込み 大船渡商工会議所 本所(サンリア2F)まで

お問い合わせ TEL 26-2141

❖ 社会保険相談会 ❖ のお知らせ

12月の社会保険相談会は下記の日程で実施します

● 大船渡市役所

12月21日(水)

午前10:30～午後3:30

※大船渡での相談には予約が必要になります。

● 陸前高田市役所

(陸前高田市高田町字鳴石42-5)

12月13日(火)

午前10:30～午後15:30

お問い合わせ
相談の予約

一関年金事務所

TEL 0191-23-4246

6

新規学卒者等雇用促進奨励金

新規学卒者、U・J・Iターン者の雇用を応援します

新規学卒者等を雇用した市内の事業主に対し、1人雇用した場合には10万円を、2人以上雇用した場合はさらに10万円を交付します。同一年度内の交付限度額は、1事業主あたり20万円です。

交付対象者 … 新規学卒者等を雇用保険に加入させ、市内の事業所で6か月以上常用雇用した事業主

申請期限 … 雇用した新規学卒者等の就職日から6カ月後の翌月20日
(例：就職日が5月1日の場合、12月20日が申請期限となります)

新規学卒者等の範囲は、次のいずれかに該当し、市内に住所を有する方です。

- 新 規 学 卒 者…学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校(高等部のみ)、大学(短期大学含む)、高等専門学校または専修学校を卒業した方のうち、卒業した日から翌年の3月31日までの間に市内の事業所に勤務するために雇用された方。
- U タ ー ン 者…大船渡市の出身者で、市外に転出し、転出した日から1年以上経過した後に市内に転入した方であって、転入した日から1年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された方。
- J・I タ ー ン 者…大船渡市以外の出身者で、市内に転入し、転入した日から1年以内に市内の事業所に勤務するために雇用された方。

※常用雇用とは、雇用期間の定めのない、または1年以上の雇用が見込まれ、かつ1週間の所定労働時間が30時間以上という雇用形態のことです。

※次の場合は、交付対象外となります。①事業主の営む事業が風営法第2条に規定する事業である場合。②事業主が市税を滞納している場合。③雇用した新規学卒者等が事業主や取締役などと2親等以内の親族である場合。

お申し込み・お問い合わせ先 大船渡市役所 商工観光物産課労政係 ☎ 27-3111 (内線113)

7

平成24年経営センサス活動調査にご協力をお願いします

◆ 経済センサスとは

「経済に関する国勢調査」です。会社やお店など、全国すべての企業・全ての事業所を対象とした調査です。この調査は平成24年2月1日に行われます。

◆ 調査の方法は

支社等のない事業所や新設された事業所には、平成24年1月末までに「調査員証」を身に付けた調査員が「調査票」を直接配布し、平成24年2月1日以降に調査員が直接回収に伺います。支社がある会社には、平成24年1月末までに郵送で調査票をお届けし、平成24年2月1日以降に、郵送またはインターネットで回答していただきます。

◆ 調査の内容は

会社やお店の開設時期や、働いている人の数、売り上げなどをお聞きします。調査結果は地域の産業復興や商店街の活性化のための施策に利用されるなど、地域の未来づくりにも役立ちます。経済センサス活動調査にご協力をお願いいたします。

総務省統計局

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2012/index.htm>



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低額を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないとする制度です。

最低賃金特設サイト

<http://www.saiteichingin.info/>

お問い合わせは

岩手労働局 (TEL 019-604-3001)

大船渡労働基準監督署 (TEL 26-5231) へどうぞ

国税の申告・納付期限 12月15日(木)に決定しました

東日本大震災のために、申告・納付期限の延長措置がとられておりましたが、平成23年3月11日から12月14日までの間に到来するすべての申告・納付等の期限が平成23年12月15日(木)となりました。(振替納税利用の方の振替納付日は平成24年1月31日となります)

大震災により住宅や家財などに被害を受けられた方の所得税に関しては、還付が受けられる場合があります。(※別添チラシ「平成22年度分の所得税の還付に関する判定表」参照)

また、消費税に関しては、法人・個人事業主とも、平成23年度以降事業用資産の購入、修繕などで投資が例年に比し大きくなる場合、手続きによっては今後納付する消費税が軽減される場合があります。

平成22年の申告のお済でない方、被災による還付等の手続きを行っていない方はご相談ください。

会員の皆様へ 会費のお知らせ

平素は、当所運営につきまして、格別なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当所では、例年5月から6月にかけて、会員事業所の皆様に年会費の請求をさせていただいておりますが、この度の大震災で甚大な被害を受けた当地域の事情に鑑み、10月26日開催いたしました臨時議員総会におきまして、今年度の会費については、会員事業所の津波等における被害状況を勘案しながら、会費の額を算出させていただく旨、決議されましたので、お知らせいたします。

復旧・復興に日夜懸命な努力されている状況の中で会費をお願いすることは、誠に心苦しいことではございますが、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

後日、口座振替実施、または、納入依頼のお知らせをさせていただきますので、何卒趣旨ご賢察のうえ、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。

大船渡商工会議所 総務課 ☎ 26-2141

大船渡地域商品券の有効期限について

大船渡地域商品券 第1回(平成20年11月1日)発行分の使用期限が平成23年10月31日に到来しておりましたが、被災状況等を考慮し、有効期限を平成24年10月31日までとし、1年間延長します。

第1回発行分の商品券をお持ちの方はそのまま使用できます。加盟店は、お客様から提示された商品券をそのまま受け取り換金することができますのでお知らせいたします。

なお、今後は、有効期限を過ぎた商品券は使用することができません。また、第1回発行分の使用期限の延長は1年間のみです。お手持ちの商品券の有効期限をもう一度ご確認ください、できるだけ早く使用するようお願いいたします。(詳細は、別添チラシ「大船渡地域商品券の有効期限について」をごらんください。)

また、「震災復興応援商品券」は12月中に使用していただくよう、併せてお願い申し上げます。

通常地域商品券

有効期限を一年延長し、平成24年10月31日までご利用いただけます。



お問い合わせ先 大船渡商工会議所 本所(サンリア2F) TEL 26-2141

震災復興応援商品券

有効期限が過ぎています。震災復興商品券は12月中に必ずご利用ください。(仮設住宅入居者に配布されたものです)



正月恒例 初売りバス・三鉄初売り列車運休のお知らせ

新年の1月2日、3日に合わせ毎年実施をしておりましたが、時間帯の無料バス・無料列車の運行を、震災の影響もあり、来年の1月2・3日には運行しないことになりました。何とぞご了承ください。

初売りの企画にしましては、各店ごとの折込チラシ等でご確認ください。

なお、再来年の平成25年には、各商店の復興の動向を見ながら、新しい企画で事業を実施したいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。